民事判決情報データベース化に当たって検討すべき事項の例

第 1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

(前提)

民事判決情報を広く国民に提供することの意義については、司法制度改革審議会意見書や、「民事司法制度改革の推進について」(令和2年3月10日民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議申合せ)において、要旨次の3点が指摘されている。すなわち、国民に対する司法の透明性向上、国民に対する行動規範・紛争解決指針の提示、紛争解決をサポートするAIの研究・開発等の基盤整備である。

このような意義があることから、民事判決情報は、紛争当事者だけでなく、 国民や社会全体で共有すべき公共財ともいうべき重要な資産であるとされ、 多様な利活用の在り方が検討されている。公益財団法人日弁連法務研究財 団に設置されたプロジェクトチーム(「民事判決のオープンデータ化検討P T」。以下「財団PT」という。)においては、利活用の可能性として、法律 専門家等を支援するAIツールの開発にとどまらず、これまでにない仕組 みやシステムを開発する契機となる可能性も指摘されている。

民事判決情報の利活用を促進するためには、これを集約・蓄積し、データベース化することが考えられる。その実現に向けて、上記のような利活用の可能性や在り方を念頭に置いた上で、利活用に資するデータベースの在り方を検討する必要があると考えられる。

(検討事項の例)

- 民事判決情報について、どのような利活用が考えられるか。
- O 民事判決情報の利活用促進に向けて、適切なデータベースを構築する必要があると考えられるが、どうか。

第2 適正な利活用に向けたデータベースの在り方 (前提)

財団PTにおいては、年間に言い渡される約20万件の民事判決のうち、裁判所ウェブサイトや民間の判例データベースにおいて公開されているものがごく僅かであることや、公開する各機関においてそれぞれの基準で人手と費用をかけて仮名処理を行っていることが課題として指摘された。そして、民事訴訟手続のIT化により、判決書や口頭弁論調書が電磁的記録をもって作成されるようになること(令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法第160条第1項、252条第1項。なお、決定書につき、第1

22条)を念頭に、大量の民事判決情報を利活用するためのスキームについて検討が行われた。

検討の結果、私案として、民事判決情報の仮名処理を一定の機関に集約して実施してこれを管理するというスキーム(以下「本件スキーム」といい、この処理や管理を行う機関を「情報管理機関」という。)が示された。本件スキームにおいては、情報管理機関が裁判所から包括的に民事判決情報を取得し、統一的に仮名処理を実施し、判例データベース会社や出版社など、民事判決情報の利活用を行う機関に提供することが想定されている(以下、この機関を「利活用機関」という。なお、研究者等の個人を排除するものではない。)。

本件スキームは、本検討会における民事判決情報のデータベース化の検討に当たり、参考になると考えられる。

(検討事項の例)

○ 多様な利活用の可能性を見据えた民事判決情報データベースの在り方と して、本件スキームを念頭に検討を進めることが考えられるが、どうか。

第3 制度整備の在り方(法整備の必要性)

(前提)

現行の実務では、民事判決情報の提供要請があった場合、要請を受けた各地の裁判所において、内部的な規律の下で、個々の民事判決情報につき、その利用目的など個別具体的な事情に鑑みてその提供の可否等を判断する運用が行われている。財団PTにおいては、本件スキームの下では、裁判所から提供される民事判決情報の数は膨大な数に上り、利活用の目的も多様なものとなることが予想されるほか、個々の民事判決情報の提供の可否等についての裁判所の個別具体的な判断を経ることなく包括提供を受けることが可能になることから、これに代わる適正性確保のための方策として、裁判所から情報管理機関に対する民事判決情報の提供プロセスについて法整備をする必要があるとの指摘があった。

また、本件スキームの下では、情報管理機関には、公益的な事業の担い手として、個人情報を含む膨大な量の民事判決情報を取得すること、訴訟関係人の権利利益との適切な調整を図りながらこれをデータベース化すること、適切な情報セキュリティ体制の下で厳格にこれを管理すること、提供先となる利活用機関の情報管理体制等を考慮しながら公平に提供を行うことなどが求められ、実費以上の収益を上げることは想定されていない。こうしたことから、財団PTにおいては、情報管理機関に一定の適格性を求め、これ

を法的に担保すべきであるとの方向性が示された。

(検討事項の例)

- 財団 P T において示されたように、民事判決情報のデータベース化に当 たっては、法整備が必要であると考えられるが、どうか。
- 仮に法整備を行うのであれば、次の第4から第9までの事項を検討する 必要があると考えられるが、その検討に必要となる観点・視点はどのような ものか。

第4 適切な仮名処理の在り方

(前提)

財団PTにおいては、情報管理機関を通じて利活用機関に提供される民事判決情報には、一定の仮名処理が施されるべきであり、そのための一定の基準を設けるのが望ましいとされた。もっとも、過度の仮名化(仮名過多)は、情報やデータベースとしての価値を損ない、民事判決情報の公共財としての効用を低下させるおそれがあることから、仮名化すべき範囲の検討に当たっては、本件スキームの目的の公益性や、民事判決情報が公開のプロセスを経て生成されるものであることなどを踏まえ、考慮すべき権利利益を明確にした上、本件スキームの下で当該権利利益が保護に値するか検討する必要があるとされた。

上記一定の基準については、訴訟関係人が個人である場合については、プライバシー保護の観点から、原則として氏名、住所及び生年月日について仮名化すべきであるという一定の方向性が示された。そのほかにも、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号など、仮名化すべき情報は考えられるが、網羅的かつ画一的な基準を設けることは技術上困難であるから、仮名化の基準を設けるに当たっては、例示を行った上で、情報管理機関において適切な判断を行うことを可能とし、個人のプライバシー等の権利利益の保護を担保できるような仕組みを設けるべきであるという方向性が示された。

また、生じ得る不利益を回避するためには、秘密保護のための閲覧等の制限の制度(民事訴訟法第92条第1項)や当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度(令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法第133条以下)を活用すべきであるとの方向性も示された。

(検討事項の例)

- 個人の氏名・住所以外に仮名化すべき情報として何が考えられるか。
- 仮名化によって保護すべき権利利益として、個人のプライバシーのほか

に何が考えられるか。

- 法人の名称を仮名化すべきか。
- いわゆる推知情報(仮名化すべき情報を推知させる情報)の取扱いについて、どのように考えるべきか。

第5 個人情報保護法制との関係

(前提)

財団PTにおいては、法整備を行うのであれば、情報管理機関の行う業務の内容を踏まえた上で、個人情報保護法のうち、関係する規律を網羅的に検討し、それらの規律の趣旨・目的を踏まえつつ、必要な調整を図るべきであるとされた。

(検討事項の例)

○ 本件スキームにおける民事判決情報の取得、管理、提供のプロセスを念頭 に置いた場合、個人情報保護法制との関係を整理する必要があるのはどの プロセスか。また、どのように整理すべきか。

第6 情報管理機関の適格性

(前提)

前記第3のとおり、財団PTにおいては、情報管理機関に対し、一定の適格性を求め、その適格性を法的に担保すべきであるとの方向性が示された。

(検討事項の例)

- 情報管理機関には、仮名処理における訴訟関係人の権利利益と公益の適切な調整、民事判決情報の適切な管理、利活用機関への公正かつ適切な提供、適切な事後的是正手段の確保が求められると考えられるが、そのほかに適格性を担保するために求められる事項はあるか。
- O 民事判決情報の適切な管理を行うという観点から、情報管理機関に求められる適格性を担保するために、どのような規律を設けることが考えられるか。
- 利活用機関への公正かつ適切な民事判決情報の提供という観点から、情報管理機関に求められる適格性を担保するために、どのような規律を設けることが考えられるか。

第7 利活用に関する規律の在り方

(前提)

財団PTにおいては、情報管理機関が民事判決情報を利活用機関に提供する契約が適正な内容となるような法的根拠を検討し、必要となる規律を設け、利活用機関には契約内容を遵守させるなどの方法により、利活用の適正化を図るべきであるとの方向性が示された。

(検討事項の例)

- 本件スキームの下では、多様な利活用が想定されるところ、利活用の在り 方について懸念される事項はないか。
- 民事判決情報の利活用の適正化を図るためにはどのような規律を設ける べきか。

第8 情報管理機関を一元化することの是非

(前提)

財団PTにおいては、現在、様々な機関において独自の基準に基づいて人手と費用をかけて実施されている仮名化作業を集約し、単一の基準に基づいてAI技術を活用してこれを行うことにより、社会全体としての効率化を図るという観点からは、事後的な是正手段を講ずることも含め、情報処理機関を単一のものとするのが望ましいとの考え方が示されたものの、複数の情報管理機関による競争が国民に利益をもたらす可能性の有無や一元化された情報管理機関が事業を停止した場合に生じる弊害の防止の観点から十分に検討すべきであるとされた。

(検討事項の例)

- 情報管理機関を一元化することに利点・効用が考えられるか。
- 情報管理機関の一元化は許容されるか。財団PTにおいて検討事項として示された弊害を防止する方策は考えられるか。

第9 民事判決情報の提供に係る不法行為責任について

(前提)

財団PTにおいては、情報管理機関の事業継続性を確保し、利活用機関の萎縮を防止するために、仮名漏れによる不法行為責任を免責すべきではないかとの意見があったが、情報管理機関に求められる行為規範が遵守されている限りにおいては、仮名漏れにより不法行為責任が生じる事案が多数発生するとは考え難く、利活用機関については情報管理機関による処理を信頼することが許容されるから、提供された民事判決情報を適切に利活用する限りにおいて、基本的には不法行為責任を負わないと考えられること

から、免責規定を設ける必要はないとの意見もあった。

(検討事項の例)

○ 利活用機関が萎縮せずに民事判決情報を利用できるようにするために、 何らかの方策を講じる必要があるか。

第10 その他検討事項

〇 以上のほかに民事判決情報のデータベース化に当たって検討すべき事項 はあるか。

以上